

村山市中学校各種大会選手派遣負担金交付要綱

（目的）

第1条 市内中学校の生徒が、体位体力及び運動技術並びに技芸技術の向上を図るため、各種大会に出場する場合に要する経費について、この交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内において負担する。

（交付の対象及び負担金の額）

第2条 交付の対象となる大会出場選手の範囲は、市内の中学校に在籍する生徒とする。ただし、大会の登録選手のみとし、登録選手の練習相手や補欠選手は対象外とする。

2 交付対象とする各種大会の範囲は、別に定める。

3 交付の対象となる経費は別表のとおりとする。ただし、開催地が市内の場合は、交付対象外とする。

（交付申請）

第3条 学校部活動の部員として大会に出場する場合は選手が在籍する中学校の校長、地域クラブチーム（以下、「チーム」という。）のメンバーとして大会に出場する場合はチームの代表者は、大会終了後、学校教育課長の指定する日までに、次の書類を添えて交付申請を行うものとする。

（1）負担金交付申請書

（2）負担金内訳書

（3）出場者名簿及び大会結果

（4）大会開催要綱、宿泊要綱等

（5）領収書の写し

（審査と負担金の決定）

第4条 教育長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、負担金の交付決定を行うものとする。

2 教育長は、前項の審査の結果、対象外経費が含まれている場合は、これを除外して交付決定を行うものとする。

3 教育長は、第1項の審査の結果、最も経済的な通常経路及び方法で派遣を行ったと認められない場合、最も経済的な通常経路及び方法で派遣を行った場合の経費との差額を除外して交付決定を行うものとする。

4 前項に規定する「最も経済的な通常経路及び方法」とは、運賃、時間及び距離の諸条件を考慮し、最も経費を抑制できる方法をいう。

5 前項の具体的な基準については、村山市旅費規程の例による。

（交付決定の通知）

第5条 教育長は、前条の交付決定を行った場合は、速やかに申請者に通知するものとする。

(負担金の支払)

第6条 負担金は、申請者の請求に基づき支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、負担金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した負担金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により負担金の交付を受けたとき。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年9月1日から施行し、平成13年度の各種大会から適用する。

(一部改正)

附 則

1 この要綱は、平成17年9月1日から施行し、平成17年度の各種大会から適用する。

(一部改正)

附 則

1 この要綱は、平成24年6月28日から施行し、平成24年度の各種大会から適用する。

(一部改正)

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(一部改正)

別表（第2条関係）

対象経費	対象経費詳細	負担率	基準額
交通費	大会に出場する生徒の移動に係る経費 バスの運転手等に係る経費のうち、食事に係る経費を除いたものを含む。ただし、食事に係る経費がバス借上料に一体的に含まれる等、他と分け難い場合はこの限りではない。	県大会 70% 東北大会以上 90%	最も経済的な通常経路及び方法で移動した際の実費を原則とする。 ただし、自家用車で移動は対象外とする。
宿泊費	大会に出場する生徒の宿泊に係る経費 食事付のプランで宿泊した場合は、素泊り料金との差額を減ずるものとする。ただし、素泊り料金の設定がない等、食事に係る経費を分け難い場合はこの限りではない。 大会出場の前日、大会への出場が終了した日の宿泊及び県内開催の大会への出場に係る宿泊については、大会の日程上、真に必要な場合のみ、その経費を対象とする。		・ 宿泊要綱等に定めのある場合 宿泊要綱等に定める額 ・ 上記以外 実費を上限とする ただし、村山市旅費規程に定める都道府県ごとの上限を準用する。
包括宿泊費	移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる経費 詳細は交通費、宿泊費に準ずる。ただし、移動、宿泊以外に係る経費が含まれる場合は、当該経費を除外する。		交通費、宿泊費を個別で支払う場合の経費と比較し、いずれか低い方の額
その他	最寄駅から会場までの最も効率的な移動費と駐車場使用料金。		実費を上限とする

備考 選手の自己都合（病気、怪我その他の個人的事由をいう。）により出場を辞退したことに伴い発生したキャンセル料等の経費は、交付の対象外とする。